【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【会社名】	株式会社いい生活
【英訳名】	e-Seikatsu Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　CEO　前野　善一
【本店の所在の場所】	東京都港区南麻布五丁目２番32号　興和広尾ビル
【電話番号】	03-5423-7820(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長　CFO　塩川　拓行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南麻布五丁目２番32号　興和広尾ビル
【電話番号】	03-5423-7820(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長　CFO　塩川　拓行
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当　金657,666,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社いい生活 大阪支店 (大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪 タワーA) 株式会社いい生活 福岡支店 (福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号 博多駅前ビジネスセンター) 株式会社いい生活 名古屋支店 (愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 大名古屋ビルヂング) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【証券情報】

第１ 【募集要項】

１ 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,435,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1　本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集は、2026年11月12日開催の取締役会決議によるものであります。
(注) 2　上記発行数は、第三者割当による新株式の発行に係る募集株式数1,677,600株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数758,200株の合計であります。
(注) 3　本第三者割当のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第１項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。当該勧誘は金融商品取引法第２条第３項に規定する「有価証券の募集」に含まれ(同条第４項に規定する「有価証券の売出し」からは除かれます)、本自己株式処分に係る株式の取得の申込みの勧誘も本有価証券届出書の対象に含まれております。
(注) 4　本第三者割当に関連して、2026年11月12日に、割当予定先であるJCOM株式会社(以下「J:COM」といいます。)との間で本業務資本提携に関する契約(以下「本業務資本提携契約」といいます。)を締結します。
(注) 5　振替機関の名称及び住所　名称:株式会社証券保管振替機構　住所:東京都中央区日本橋兜町７番１号

２ 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		―	―	―
その他の者に対する割当	新株式の発行	1,677,600株	452,952,000	226,476,000
	自己株式の処分	758,200株	204,714,000	―
一般募集		―	―	―
計(総発行株式)		2,435,800株	657,666,000	226,476,000

(注) 1　第三者割当の方法により、新株式の発行及び自己株式の処分を行います。
(注) 2　発行価額の総額は、本第三者割当に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、自己株式の処分に係る払込金額は資本組入れされません。
(注) 3　資本組入額の総額は、新株式の発行に係る会社法上の増加する資本金の額であり、226,476,000円(１株につき135円)であります。また、増加する資本準備金の額は226,476,000円(１株につき135円)であります。なお、自己株式の処分については、資本金及び資本準備金は増加しません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
270	135	100株	2026年11月30日	―	2026年11月30日

(注) 1　第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
(注) 2　発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります(自己株式の処分に係る処分価格は発行価格と同額です)。
(注) 3　申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に下記の払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
(注) 4　払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、当該株式に係る割当は行われないこととなります。
(注) 5　本新株式の発行及び本自己株式処分は、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の効力発生を条件とします。また、本第三者割当の実行は、払込期日において、本業務資本提携契約に定める前提条件(当社及びJ:COMの表明及び保証が重要な点においていずれも真実かつ正確であること、当社及びJ:COMが同契約に基づき払込期日以前に履行又は遵守すべき義務を重要な点において履行又は遵守していること、本有価証券届出書の届出の効力が適法かつ有効に発生し、その効力が停止していないこと、本第三者割当の差止め、制限又は禁止に係る司法・行政機関等の判断等が存在せず、かかる判断等を求める法的手続が係属していないこと、当社グループに重大な悪影響が発生していないこと等)が満たされることを条件としております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社いい生活　本店	東京都港区南麻布五丁目２番32号　興和広尾ビル

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行　麻布支店	東京都港区麻布十番一丁目10番３号

３ 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
657,666,000	2,247,332	655,418,668

(注) 1　払込金額の総額は、新株式発行に係る払込金額の総額と自己株式処分に係る払込金額の総額の合計額であります。
(注) 2　発行諸費用の概算額の内訳は、事務費用(登録免許税、有価証券届出書等の書類作成費用、印紙税)の合計であります。
(注) 3　発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額655,418,668円の具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額	支出予定時期
①　本業務資本提携の推進に係る専任体制の整備、プロモーション費用	436百万円	2026年12月～2031年３月
②　本業務資本提携の推進に係る当社が提供するサービスの追加開発費用	186百万円	2026年12月～2031年３月
③　本業務資本提携の推進に係る予備費	33百万円	2026年12月～2031年３月
合計	655百万円	

(注) 1　百万円未満は切捨てて表示しています。
(注) 2　上記の金額は、現時点における当社の事業計画に基づく概算額であり、事業環境の変化、本業務資本提携の進捗状況等により、各使途の金額及び支出予定時期が変動する可能性があります。
(注) 3　上記の資金使途について重要な変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

当社は、これまでの協業においても、J:COMに対してプロダクトを提供してきた実績があります。J:COMの子会社であるJCOMマーケティング株式会社(以下「JCOMマーケティング」といいます。)が2024年より地域自治会向けに電子回覧板サービスを展開するにあたり、当社の入居者向けアプリ「いい生活Home」をベースとしたJ:COM専用ブランドのアプリとして、システム提供を行う形で、協業を開始いたしました。この実績を踏まえ、他のプロダクトについても、J:COMとの連携を前提とした機能の拡充及び追加開発を進めていく予定であり、資金使途として記載した本業務資本提携の推進に係る専任体制の整備、プロモーション及び当社が提供するサービスの追加開発につきましても、既に具体的な検討を進めております。今後の適切なタイミングで機動的に資金を拠出する必要があることから、現時点での資金調達が必要であると判断いたしました。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて適切に管理する予定です。

第三者割当は、J:COM との本業務資本提携を目的としたものであり、上記表中の各資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。

①　本業務資本提携の推進に係る専任体制の整備、プロモーション費用

本業務資本提携を強力に推進すると同時に、既存のマーケティング・セールス活動も今までどおり推進するために、J:COMとの連携に集中的に対応するマーケティング、セールス、サポート体制が必要になります。J:COMが培ってきたセールスチャネルに当社プロダクトを乗せるにあたり、販売部隊向けの販売サポート及び技術サポートを切れ目なく提供し、J:COMによる当社サービスの販売活動を強力に支援する必要があります。既存のマーケティング、セールス、サポート体制に影響なく推進するためには人員の増強(新規採用のほか、業務委託等の外部リソースの活用を含みます。)を含めた人的資源の配分及びAIを含むシステムツールの活用が不可欠であり、専任チームの構築を含む本業務資本提携を推進するために資金を投じます。また協業することによる顧客メリットを訴求するためのプロモーション活動をJ:COMと共同で展開していく活動にも資金を投じる予定です。

② 本業務資本提携の推進に係る当社が提供するサービスの追加開発費用

当社グループは、持続的な成長と競争力向上のため、継続的なシステム及びアプリの開発を重視しております。本業務資本提携を遂行・加速していくうえで、当社が提供するサービス(「いい生活賃貸管理クラウド」、「いい生活賃貸クラウド」、「いい生活Square」、「いい生活Home」、「いい生活Owner」等)において、J:COMとの連携を前提とした機能の拡充、及び当社サービスを利用し、かつJ:COMの紹介も行う不動産会社の業務効率化に資する機能の拡充・追加開発に向けた投資を進めてまいります。

③ 本業務資本提携の推進に係る予備費

本業務資本提携の推進に係る積極的な投資を実行する一方で、財務基盤の健全性を確実に維持し、過度にバランスシートへ負荷をかけない強固な体制を構築する必要があります。これらを背景に、J:COMとの協業推進に伴い取引が想定を超えて拡大した場合に追加で必要となる費用(人員の追加採用に係る採用費及び人件費、プロモーション費用等)に備える予備的な資金として、本第三者割当の手取金のうち、上記①及び②に充当する金額を除いた残額を充当する予定です。

第２ 【売出要項】

該当事項はありません。

第３ 【第三者割当の場合の特記事項】

１ 【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	JCOM株式会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目17番１号 虎ノ門ヒルズ ビジネスタワー
代表者の役職・氏名	代表取締役社長　岩木 陽一
事業内容	ケーブルテレビ局の統括運営を通じた有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業／ケーブルテレビ局及びデジタル衛星放送向け番組供給事業統括
資本金	45,550百万円
設立年月日	1995年１月18日
発行済株式数	6,149,720株
決算期	３月31日
従業員数	グループ総計15,751名(2026年３月末現在)
主要取引先	一般顧客、番組供給事業者など
主要取引銀行	三井住友銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行
主たる出資者及びその出資比率(2026年３月31日現在)	KDDI株式会社 50.0%／住友商事株式会社 50.0%

(最近３年間の連結経営成績及び連結財政状態)

決算期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
資本合計(百万円)	642,100	639,137	623,160
資産合計(百万円)	1,377,899	1,317,719	1,307,916
１株当たり親会社所有者帰属持分(円)	91,154円01銭	90,752円00銭	91,271円45銭
売上高(百万円)	892,341	777,642	788,756
営業利益(百万円)	117,466	119,075	119,618
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	73,642	71,773	72,057
基本的１株当たり当期利益(円)	12,197円62銭	11,671円01銭	11,717円18銭
１株当たり配当額(円)	―	―	―

(注) １．上記の財務数値は、割当予定先の連結財務諸表に基づき、割当予定先から提供を受けた情報により記載しております。
２．割当予定先の連結財務諸表は国際会計基準に基づき作成されております。
３．１株当たり配当額については、割当予定先が非開示としているため記載しておりません。

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。なお、本業務資本提携契約において、払込期日以降、J:COMは当社の取締役１名を指名する権利を有するものとされております。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等関係	当社は、J:COMの子会社であるJCOMマーケティング株式会社との間で、同社が運営する電子回覧板サービス「回覧ポータル」に係るシステムの提供並びにその開発及び保守に関する取引関係があります。また、当社とJ:COMグループとの間では、個人情報の共同利用に関する覚書、業務提携契約書(付帯送客連携)、その他の契約を締結しております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社グループは、不動産市場における様々な課題を解決するSaaS(継続課金モデルのクラウドサービス)を核とし、最新のAI技術やデジタル活用を通じた業務プロセスの変革により、不動産市場のデジタルトランスフォーメーション(DX)を強力に支援する事業を展開しております。

当社は、不動産業界の日々の業務に深く根差した基幹システムとして、不動産市場の様々な業務に対応したマルチプロダクトを展開しており、「SaaS×バーティカル×マルチプロダクト×AI」という競争優位性を活かしながら、不動産関連領域の課題解決を図り、サービス提供領域を広げてまいりました。

当社とJ:COMは、同社の子会社であるJCOMマーケティング株式会社(以下「JCOMマーケティング」といいます。)が2024年より地域自治会及びマンション管理組合向けに電子回覧板サービスを展開するにあたり、当社の入居者向けアプリ「いい生活Home」をベースとしたJ:COM専用ブランドのアプリとしてシステム提供を行う形で、協業を開始いたしました。JCOMマーケティングは当社が提供したこのプラットフォームを活用し、地域の安全安心に関わる情報を電子化した「回覧ポータル」を住民向けに提供するサービスを展開しており、熊本県菊池郡大津町美咲野地区を皮切りに、現在は124を超える地域自治会向けにサービスが提供されております(2026年９月時点)。

また当社がマルチプロダクトの一つとして提供する物件情報流通・Web入居申込システム・商材マッチングのプラットフォーム「いい生活Square」において、不動産会社を通じて入居者が希望するインターネット、ケーブルテレビといったJ:COMが提供する各種ライフラインサービスをワンストップで紹介する連携機能を、2026年１月より提供(運用)しております。

当社とJ:COMは、不動産管理会社及び不動産オーナーなどの顧客基盤において高い親和性を有しております。また、当社グループが掲げる「テクノロジーと心で、たくさんのいい生活を」というミッション、及び「心地いいくらしが循環する、社会のしくみをつくる」というビジョンは、J:COMの企業理念である「もっと、心に響かせよう。もっと、暮らしを支えよう。明日を、未来を、拓いていこう。」と深く共鳴するものであり、両社ともに長期的な視点に立った経営を重要視している点でも共通しております。

さらに、双方ともにストック型及びサブスクリプション型のビジネスモデルを主軸とし、地域に密着した不動産関連のステークホルダーとの強固な関係性を最優先としたサービス提供及びマーケティング・セールス活動を展開してまいりました。

これまでも、上記案件をはじめとする具体的な共同の取り組みを通じて市場理解を深め、協調関係を築き、連携の実績を着実に積み上げてまいりました。その中で、不動産管理会社、不動産オーナー及び入居者を対象とした新規サービスの展開を含む各種アプローチにおいて、双方の顧客基盤や事業アセットを相互に活用することで、双方にとってさらなる収益機会の創出が可能であるとの認識を共有し、強みを相互に補完・活用する連携の在り方について検討を重ねてまいりました。その結果、双方の経営資源・ノウハウをより有機的に結合させ、取り組みを継続的かつ機動的に推進していくためには、強固な合意形成の裏付けとなる業務提携の枠組みが最適であるとの認識で一致いたしました。

両社は、上記の業務提携を中長期にわたり継続的に推進するうえで、双方が成果を共有し、相互のコミットメントを明確にすることが重要であるとの認識に至りました。このため、業務提携を基盤として、J:COMが当社に出資を行う資本提携を組み合わせた本業務資本提携(本戦略的パートナーシップ)を行うことといたしました。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先	割当株式数
JCOM株式会社	新株式1,677,600株、自己株式758,200株 (合計2,435,800株)

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるJ:COMから、本第三者割当により取得する当社普通株式について、両社のシナジーを確実かつ継続的に実現するために長期保有する方針である旨の意向を表明いただいております。

また、本業務資本提携契約において、J:COMが保有する当社株式には下記「２［株券等の譲渡制限］」に記載の譲渡制限が付されており、加えてJ:COMは提携期間中の当社株式等の追加取得を行わないものとされております。他方、同契約においては、同契約が更新されることなく終了した後、又は提携期間中に一定の事由が生じた場合に、J:COMが当社又は当社の指定する第三者に対してその保有する当社株式の全部の買取りを請求することができる旨が定められております。詳細は下記「２ 株券等の譲渡制限」をご参照ください。

なお、当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第422条の定めに基づき、J:COMから、本第三者割当の払込期日から２年間において、本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに当社に書面により報告すること、当社が当該報告の内容を東京証券取引所に書面により報告すること、並びに当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることについて、確約書を得る予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるJ:COMより、本第三者割当の払込金額の総額に相当する払込資金が確保されている旨、口頭による報告を受けております。また、当社は、J:COMが2026年６月25日付で開示している第33期決算公告(自2025年４月１日至2026年３月31日)に記載の貸借対照表において、同社が本第三者割当の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認しており、当社として本払込みの履行に支障はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるJ:COMについて、同社が企業情報サイトにおいて公表している「コーポレート・ガバナンス」の記載を確認し、同社が「地域・社会の発展のために、反社会的勢力との関係を徹底して断つとともに、不利益供与などの要求があった場合、毅然とした態度で臨み、相手の要求に応じません。」と定めていること、及びコーポレート部門長を委員長とする社長直結のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する体制を整備していることを確認いたしました。

また、同社の登記事項証明書及び役員一覧により同社並びにその役員を特定のうえ、新聞記事その他の公知情報の検索を行い、反社会的勢力との関係を疑わせる事実がないことを確認しております。

なお、同社の主要株主であるKDDI株式会社及び住友商事株式会社は、いずれも東京証券取引所プライム市場の上場会社であります。

これらにより、J:COM並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

加えて、本業務資本提携契約において、J:COMは、自らが反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に直接・間接を問わず取引、金銭の支払、便益の供与その他一切の関係又は交流がないことを表明し保証しております。当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係を有しない旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本業務資本提携契約において、J:COMは、当社の事前の承諾を得た場合を除き、本業務資本提携契約の有効期間中は、その保有する当社株式の全部又は一部を第三者に譲渡等することができないものとしております。ただし、当社に同契約の重大な違反があり是正されない場合、当社の役員による職務遂行に関する重大な不正行為等により当社の企業価値又は株式価値に重大な悪影響が現に生じた場合、及び当社が自己株式の取得を実施する場合において、J:COMの議決権保有割合が本第三者割当の直後における議決権保有割合を上回らない範囲でJ:COMが市場内取引(立会外取引を除きます。)又は当該自己株式の取得において売却するときは、この限りではありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当の払込金額につきましては、割当予定先との協議により、取締役会決議日の前営業日(2026年11月11日)までの過去１か月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値である270円(円未満小数第一位を四捨五入)といたしました。特定の一時点(取引日)の株価を基準とするのではなく、一定期間の平準化された平均株価を採用することで、一時的な株価変動等の特殊要因を排除できるため、客観性が高く合理的な算定根拠であると判断いたしました。

当該払込金額は、取締役会決議の前営業日の終値268円に対して0.75%のプレミアム、直近３か月間の終値平均値297.54円に対して9.26%のディスカウント、直近６か月間の終値平均値287.78円に対して6.18%のディスカウントとなっております。

以上のことから、今回の払込金額は、直近の市場価額を基礎として合理的に算定された適正かつ妥当なものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、本払込金額につきまして、取締役会に出席した当社監査等委員３名(全員が社外取締役)からは、上記算定根拠による払込金額の決定は適正かつ妥当であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により割り当てられる株式は2,435,800株(議決権数24,358個。うち本新株式の発行に係るものは1,677,600株・議決権数16,776個、本自己株式処分に係るものは758,200株・議決権数7,582個)であります。

2026年９月30日現在の当社発行済株式総数14,561,400株に対して16.73%、議決権ベースでは、自己株式を控除した割当前の総議決権数137,990個(発行済株式総数14,561,400株から自己株式758,646株及び単元未満株式3,754株を控除した13,799,000株に係るもの)に対して17.65%に相当し、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当は、当社とJ:COMとの間の本業務資本提携に基づき実施されるものであり、本業務資本提携を実施することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、J:COMは両社のシナジーを実現・継続するために当社株式を中長期的に保有する方針であり、本第三者割当の発行数量及び処分数量、並びにこれに伴う株式の希薄化の規模は、提携目的を達成するうえで合理的であると判断いたしました。

なお、本第三者割当により支配株主の異動は生じませんが、J:COMが新たに当社の主要株主及び主要株主である筆頭株主に該当することとなり、前野善一、塩川拓行、北澤弘貴及び中村清高の各氏が主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる見込みであります(同４氏は、本第三者割当後においても引き続き当社の主要株主に該当する見込みであります。)。当社は、当該異動が生じた場合には、払込期日において、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号の規定に基づく臨時報告書を提出する予定であります。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による議決権の希薄化率は17.65%であり25%未満となる見込みであること、また、本第三者割当後の割当予定先の持株比率(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合)は15.00%にとどまり支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定する経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主総会の決議などによる株主の意思確認手続は要しない見込みであり、「大規模な第三者割当」には該当いたしません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
JCOM株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目17番１号	―	―	2,435,800	15.00
前野　善一	東京都世田谷区	1,751,200	12.69	1,751,200	10.79
北澤　弘貴	東京都港区	1,751,200	12.69	1,751,200	10.79
塩川　拓行	東京都港区	1,751,200	12.69	1,751,200	10.79
中村　清高	神奈川県横浜市泉区	1,751,200	12.69	1,751,200	10.79
いい生活従業員持株会	東京都港区南麻布５－２－32	1,160,500	8.41	1,160,500	7.15
光通信ＫＫ投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	東京都豊島区西池袋１－４－10	721,500	5.23	721,500	4.44
いい生活役員持株会	東京都港区南麻布５－２－32	624,578	4.53	624,578	3.85
兼　英樹	東京都足立区	203,800	1.48	203,800	1.26
光通信ＫＫ第５号投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	東京都豊島区西池袋１－４－10	145,600	1.06	145,600	0.90
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海１－８－12	126,700	0.92	126,700	0.78
計	―	9,987,478	72.38	12,423,278	76.52

(注) １．本第三者割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年９月30日現在の株主名簿に基づく当社の総株主の議決権の数137,990個を分母として算出しております。当該議決権の数は、同日現在の発行済株式総数14,561,400株から、当社が所有する自己株式758,646株及び単元未満株式3,754株を控除した13,799,000株に係るものであります。

２．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本第三者割当後の当社の総株主の議決権の数162,348個を分母として算出しております。当該議決権の数は、本第三者割当後の発行済株式総数16,239,000株から、当社が所有する自己株式446株及び単元未満株式3,754株を控除した16,234,800株に係るものであり、上記(注)１の議決権の数137,990個に、本新株式の発行に係る議決権の数16,776個及び本自己株式処分に係る議決権の数7,582個を加えたものであります。

３．本第三者割当前において当社が所有する自己株式は758,646株であり、本自己株式処分により758,200株を処分するため、本第三者割当後において当社が所有する自己株式は446株となります。

４．「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本第三者割当に係る募集株式の全部について割当予定先による払込みがあったものとして算出しております。

５．上記の割合は、小数点以下第３位を四捨五入して表示しております。

６ 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません(上記「４　大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当は大規模な第三者割当に該当しない見込みです)。

７ 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

８ 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第４ 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第１ 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第２ 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３ 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 重要な事項の変更等について

「第四部　組込情報」に掲げる有価証券報告書(第27期、提出日2026年６月22日、以下「本有価証券報告書」といいます。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年11月12日)までの間において、金融商品取引法第７条第１項前段に規定する重要な事項の変更、同法第11条第１号若しくは第２号に掲げる事情、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項各号若しくは第３項又は第19条の２に掲げる場合、その他財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象に該当する事項は、下記「２．臨時報告書の提出」に記載する臨時報告書の提出事由を除き、他にありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部　組込情報」に掲げた有価証券報告書(第27期、提出日2026年６月22日)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年11月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2026年６月30日提出の臨時報告書)

１　提出理由

当社は、2026年６月29日開催の当社第27期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２　報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年６月29日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項　当社普通株式１株につき金６円

第２号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)５名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、中村清高、前野善一、塩川拓行、北澤弘貴、松崎明の５名を選任する。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役として、伊藤耕一郎、池澤正光の２名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	決議の結果(賛成割合)
第１号議案	56,257	1,254	0	可決(97.02%)
第２号議案　中村　清高	56,854	657	0	可決(98.05%)
前野　善一	56,726	785	0	可決(97.83%)
塩川　拓行	56,917	594	0	可決(98.16%)
北澤　弘貴	56,917	594	0	可決(98.16%)
松崎　明	56,931	580	0	可決(98.18%)
第３号議案　伊藤　耕一郎	56,929	582	0	可決(98.18%)
池澤　正光	56,927	584	0	可決(98.18%)

(注)１　出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(注)２　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の大株主分の集計により可決の要件を満たしていたことから、

株主総会当日出席の一部の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

3. 事業等のリスクについて

本有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、当該書類に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。また、当該書類に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第27期) 自 2025年４月１日 至 2026年３月31日	2026年６月22日関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-１に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第１ 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年６月22日

株式会社いい生活

取締役会　御中

Ｍｏｏｒｅみらい監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中村　英人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐野　修

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社いい生活の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いい生活及び連結子会社の2026年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規程を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の評価
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
会社は、不動産業界向けに業務支援システム及びアプリケーションを企画・開発し、クラウドサービスとして顧客に提供している。 主力事業であるクラウド・SaaSの提供にあたり、サービス提供用システムの開発に係る制作費のうち、収益獲得効果が確実であるものについて資産計上している。 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されているソフトウエア1,401,988千円及びソフトウエア仮勘定181,931千円は、主として自社開発のソフトウエアに係る制作費であり、これらの合計額は連結総資産の59.3%を占めている。 ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定は金額的重要性が高く、また資産計上の要否や計上額の妥当性の判断には経営者の見積り及び判断を伴う。このため、資産計上要件を満たさない制作費が資産計上された場合には、資産及び利益が過大に表示される可能性がある。 以上より、当監査法人は、自社開発ソフトウエアに係る資産性及び資産計上額の妥当性が当連結会計年度の監査において特に重要であると判断し、「監査上の主要な検討事項」に該当するものと決定した。
監査上の対応
当監査法人は、ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の資産性及び資産計上額の妥当性を評価するため、主として、以下の監査手続を実施した。 ・ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定に関する原価計算プロセス（原価計算システムに係るIT全般統制を含む）及び資産計上の要件に関する判断プロセスについて、内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・ソフトウエア仮勘定について、開発案件一覧表や製造原価集計表等を閲覧し、開発案件ごとの進捗状況を確かめるとともに、滞留の有無について検討した。 ・ソフトウエアについて、ソフトウエア仮勘定から本勘定に振り替わる時点において資産性の有無の判断が適切に行われていることを、関連する記録や文書の閲覧により確かめた。 ・資産計上されたソフトウエアについて、取締役会議事録や経営会議議事録等を閲覧し、計画と実績との乖離、開発によって実現されるサービス内容、顧客数及び顧客単価の推移等を把握した上で、収益獲得効果の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社いい生活の2026年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社いい生活が2026年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規程を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。**
- **財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。**
- **内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。**

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 （3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）1．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年６月22日

株式会社いい生活

取締役会　御中

Ｍｏｏｒｅみらい監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　中村　英人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　佐野　修

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社いい生活の2025年４月１日から2026年３月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いい生活の2026年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規程を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の評価
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜報酬関連情報＞

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。